



“まちの憲法” 川口市自治基本条例を 施行しました

この条例は「自治体の憲法」ともいわれ、川口市の最高規範として位置付けられるものです。市民のみなさんに、市政に関心を持っていただき、参加してもらえようなまちづくりを目指しているものです。

川口市自治基本条例が
施行されるまで

平成19年7月に、市民公募25人を含んだ50人からなる「川口市自治基本条例策定委員会」を設置しました。この委員会では、5つの検討部会を中心に240回の会議を重ね、条例素案の策定に取り組んできました。この間には、市民フォーラムや対話集会^{※1}、パブリック・コメントの実施などを行い、市民のみなさんから多くの貴重な意見をいただきました。



そして、平成21年1月に条例の素案が川口市長に答申され、さらに3月には条例の手引きなどの最終答申が行われました。川口市長は答申を受けて、条例案を平成21年3月市議会定例会に提案し、慎重に審議されたうえ可決され、

4月1日に「川口市自治基本条例」を施行しました。



3月10日に行われた第2次答申

川口市自治基本条例の 今後の取り組み

これからは、この条例を見守っていくための「川口市自治基本条例運用推進委員会」を設置し、この委員会で「市政運営が本条例の趣旨に基づきどのように運営されているか」、「本条例で制定を予定している個別条例をどのように立ち上げるか」、「広報・P^{※2}をどのように行っていくか」などが検討されていくこととなります。また、この委員会の委員

川口市自治基本条例の構成

条例は前文と33条の条文で構成されています

- ・ **第1章「総則」**（第1条～第6条）
目的や市民と市の役割などが規定されています
- ・ **第2章「市民等」**（第7条～第10条）
市民の権利などが示されています
- ・ **第3章「市政運営」**（第11条～第31条）
市政運営の原則、議会・行政の役割などが規定されています
- ・ **第4章「最高規範」**（第32条・第33条）
本市の最高規範となる条例であることを述べています

には、公募のかたも一部入っていたり、公募については、後日、広報がわくちやホームページなどでお知らせします。

※1 パブリックコメント
：計画案などを公開し市民のみなさんから意見を求めること。

※2 P（パブリックインボルブメント）：
計画などの策定段階から市民のみなさんの参画を求めること。

※条例と条例の手引きは、市ホームページや公共施設で閲覧できます。

※今後、条例の内容を記載したパンフレットを作成して、市民のみなさんに配布する予定です。